

不利益処分の処分基準

処 分 名		認可地縁団体の認可の取消し		
根拠法令及び条項		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 14 項		
所 管 部 課 名		環境文化課　くらし人権課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	地方自治法第 260 条の 2 第 2 項		
	基 準	地方自治法第 260 条の 2 第 14 項に規定する内容により審査をする。認可を受けた地縁による団体が同条第 2 項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。 ① 認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的に変更したとき ② 認可を受けた遅延による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっていないとは認められなくなったとき ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				